

平成29年第3回

香美市議会臨時会会議録

平成29年 8月18日 開 会
平成29年 8月18日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 9 年 第 3 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 9 年 8 月 1 8 日 金曜日

平成29年第3回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成29年8月18日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 8月18日金曜日（会期第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	島 岡 信 彦	18番	石 川 彰 宏
9番	爲 近 初 男	19番	山 本 芳 男
11番	門 脇 二三夫	20番	小 松 紀 夫

欠席の議員

6番 濱 田 百合子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税 務 収 納 課 長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福 祉 事 務 所 長	佐 竹 教 人
企 画 財 政 課 長	川 田 学	産 業 振 興 課 長	西 本 恭 久
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環 境 上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
定 住 推 進 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美 貴 子
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 次 長	野 島 惠 一	生 涯 学 習 振 興 課 長	岡 本 博 章
教 育 振 興 課 長	横 山 和 彦		

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監 査 委 員 事 務 局 長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

市長提出議案の題目

承認第 13号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成29年度香美市一般会計補正予算（第3号）

議案第 51号 香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事の請負契約の締結について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第3回香美市議会臨時会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成29年8月18日（金） 午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

（1）行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 承認第 13号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成29年度香美市一般会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第 51号 香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事の請負契約の締結について

日程第6 議員派遣の件

会議録署名議員

14番、大岸眞弓君、15番、織田秀幸君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから平成29年第3回香美市議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

報告します。6番、濱田百合子さんは、所用のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会を通じて14番、大岸眞弓さん、15番、織田秀幸君を指名します。ご両名はよろしく願いをいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日招集されました平成29年第3回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日といたします。なお、会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された提出議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決いたします。

その他議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をよろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 委員長の報告を終わります。

お諮りします。今臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりに進めます。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

平成29年第2回香美市議会定例会において可決されました、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書、子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書につきましては、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へ送付をいたしました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が提出をされております。

その他の報告事項につきましては、お配りをしました議長報告書のとおりでございます。

日程第4、承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第3号）及び日程第5、議案第51号、香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事の請負契約の締結について、以上2件を一括議題とします。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。一言ご挨拶申し上げます。

平成29年第3回香美市議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方にはご多忙のところご出席を賜りまことにありがとうございます。

さて、本臨時会は補正予算に関する専決処分事項の承認を求めるもの1件、議案1件の2件についてご審議をいたさうとするものでございます。

まず、承認第13号でございますが、平成29年度香美市一般会計補正予算（第3号）でございます。7月の豪雨に係る農林水産業施設災害復旧費の追加等のほか、地方債の補正を行うもので、平成29年7月3日付で専決処分をいたしておるところでございます。

次に、議案第51号、香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事の請負契約の締結については、平成29年8月3日に入札したところ、新進建設株式会社が11億700万円で落札者となりました。その契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上2件につきまして、それぞれ適切なるご決定を賜りますようご審議をよろしくお願いをいたします。

以上を申し上げまして挨拶とさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） これで行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がございましたが、本臨時会に提案をされた議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に提案をされた議案は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから、日程第4、承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第3号）を説明いたします。

承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年8月18日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度香美市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度香美市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,736万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億6,329万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年7月3日専決、香美市長 法光院晶一

今回の専決処分による予算補正は、7月豪雨に係る農林水産業施設災害復旧費の追加及び林道等の修繕費の追加等のほか、地方債の補正を行ったものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、4ページから10ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、12ページから14ページまでと、款項目節の内訳、15ページから17ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、11ページの第2表、地方債補正につきましては1事業を変更し、限度額を24億170万6,000円としました。

なお、市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書にお示ししているとおりでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、承認第13号の16ページでお伺いをいたします。

今回説明もありましたように、7月1日の豪雨に伴う崩土の崩落ということで、3款にわたって、農林水産費、土木費、災害復旧費と3つに分かれて予算計上されております。理由は同じなのに、こう3つに分かれて予算計上される理由をお聞かせ願いたいのと、災害復旧でありますから、豪雨災害ということでもありますから、災害復旧費で予算措置するのが本来ではないかなと思うんですが、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

災害復旧費で本来ならするべきかもしれませんが、災害事業の採択事項とならない崩土取り除き、その他の分という形の中で、災害復旧費と普通の土木費と林道整備費と分けております。また、道の種類といいますか、主に道路がメインとなりますが、公共のもの、市道、それと改めまして林道というふうに、道路種別が違うため款項目が分かれておるという状況になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 7月の豪雨は、谷谷がかなりはけて崩土が崩落してということで、取り除きの対応していただいたわけですがけれども、まだ修理ができてない崩土の取り除きじゃない部分の、道が半分欠けたりとかってしてるところありますよね、そういったところの今後の復旧の見通しはどういう状況になってますでしょうか。デマンドバスなんかも行ってる道も行けない状況になってますので、そのあたりできるだけ早く対応していただきたいと思うのですが。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

現在のところですが9月末以降になろうかと思えます。国からの査定を受けての事業実施という計画で、現在現地のほうの測量、その他事務を進めております。まだ一部につきましては、仮設なり何なりという方法も検討はしていかなければならないとは思っておりますが、やはり国の査定待ちという状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 16ページでお伺いいたします。

委託料のその災害測量設計委託業務600万円の計上がありますけれども、これは細部説明書に「（物部町11件、土佐山田町1件）及び今後の災害」とありますけれども、この全部の災害の測量を委託をするということはこの600万円ということでしょうか。どっからどこまでを委託をしているのかというふうに聞きたいですが、そのことを。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在のところの計画になりますが、まだ現場が動きゆうもので多少の変更はあるかと思えます。7月豪雨におきまして、現在国のほうへの災害の申請事項を12件計画しております。そのうち、やはり物部町のほうがメインとなっております。山がきついため、山留め等の崩壊がかなり大きいために、委託という形をとっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それと同じ16ページで時間外手当、それぞれ291万60,000円と、それから、災害復旧費のほうで194万4,000円、大変短い期間で時間外手当の額が大きいと思うのですが、職員さん何人ぐらいの方が平均何時間ぐらいの残業になっておりますでしょうか。労務管理等は大丈夫ですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

この残業費につきましては、物部分室職員6人、7月から3月まで平均30時間から40時間検討という形で現在計上しております。職員のほうにはかなり無理がいているのは事実です。ただ、しなければならない、住民のためにやるという、任務といたしますか決意でやっておるとい形です。なお、本課のほうからも手伝い等は行っておりますが、物部町に関しましてはなかなか現場が遠いため、昼間外へ出たら半日、1日帰って来れずに、その事務処理を残業でという形になっております。平日2時間から3時間程度という形です。そういう予定で組んでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 7月にあのような形の豪雨災害がありまして、それから、これからまた台風シーズンに入りますとこういうことが予測されると思うんですけども、期間限定で物部のほうに職員さんを応援で張りつけるとか、そんなことは不可能ですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在も職員が一部順番で行きゆうような状況はっております。期間限定で職員を張りつけるという形も当初は検討はいたしました。ただ、張りつける職員に関しましても、香北分室、本課にしても普通の業務の仕事があるため、なかなかそちらとの兼ね合いの中で行かすわけにはいかない、もう週のうち何日とかという形。あとそれと、システム上といたしますか、積算システムその他が向こうで間に合わない、入れかえとかいう形があって、一部向こうの分室の仕事もとって帰ってきてやっておるとい状況下の中で、なかなかそのような対応はちょっと見つかったというのが実感です。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） そうすると、やはり頭数をそろえる以外ないというふうになりますか。
- 議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 過去の議会でもご質問いただいて回答もしておりますが、担当課とすればやはり職員の数、全体量が足りないという認識は持っております。ただ、私人事権があるわけではありません。その中でどのような配分をするかで、何とか回していかなければならないという形ですが、個人の、自分の気持ち言うてえいかどうかわかりませんけど、限界は感じております。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから、承認第13号を採決します。
- 本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第13号は、原案のとおり承認されました。
- これから、日程第5、議案第51号、香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事の請負契約の締結についてを議題とします。
- まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 提案させていただきます。
- 議案第51号、香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事の請負契約の締結について
- 平成29年8月3日付けで制限付一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。
- 平成29年8月18日提出、香美市長 法光院晶一
- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 金11億700万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 新進建設株式会社
代表取締役 小川裕司 |
| 5 | 支出科目 | 平成28年度（繰越）香美市一般会計予算
10款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費 |

平成29年度香美市一般会計予算

10款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費

議案の細部につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） この8月3日に行われました、そのプール施設等の新築工事についてですが、この議案書の一番最後のページに入札の結果記録というのが載っております。ちょっとこれを見ていただきたい。

この中で、下のほうに仮契約日という欄があります。ここでは平成29年8月10日仮契約ということになっておりますから、もう既に仮契約は済ませているということだと思いますが、実際その7月24日付の入札質疑回答書というのがあるんですが、これによりますと、業者からの質問では、公告による仮契約日は8月17日となっているが、現地工事の着手可能日はいつか、こういう質問が出ておりましたですね、市の回答は、9月16日の体育大会の開催日以降にお願いしたいという回答をしております。通常公告した場合はそれがいわゆる条件になってるわけですから、つまりその8月17日が仮契約予定日ということになってると思うのですが、これを8月10日に仮契約をしたこの根拠を示してください。どこに根拠を求めたらいいのか、ちょっと理解ができません。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

まず、入札に関しまして、今回一般制限付競争入札ということで、全国の業者さんを相手に公告をしております。それで県外の業者が仮にとった場合、稟議等にかなり時間がかかる予定で、当初は8月17日仮契約ということで公告しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 当初はというよりですね、公告そのものが8月17日になってるわけですよね、それを8月10日に実際やっていると。県外業者ではないですよ、これ県内業者じゃないですか、落札業者は。何で8月10日にやる必要があるんですか。普通これ、条件で8月17日ということにしてるんじゃないですか。しかも、9月16日までは実際現地入りできんという回答してますよね。だから、普通その公告の内容を変える場合はやりかえるのが本当でしょう、全て。それせずに、なぜ、何の根拠で8月10日にしたのかということですよ、県外業者じゃないんですから。それは別に特記仕様書に書き切っておれば、それはそれで認めることはできるんですが、そうでなければ、自分たちの思いだけでやったということになるんじゃないですか。それおかしいんじゃないですか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おっしゃることは十分理解できます。それで、高知県の業者がとった場合どれくらい早く契約の準備ができるかといったところ、8月10日ぐらいには全て準備ができるということでありましたので、少しでも早く契約したくこういう手続をとらせていただきました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） いや、だからですね、業者が準備できるから契約したということですか、業者が。それはだっておかしいでしょう、条件として8月17日という条件明示してるわけですから。実際私も業者に聞き合わせしてるんですよ。業者は何の問題もないんですよ。業者っていうのは実際いろんな準備がありますよね、契約してから。準備期間が長ければ長いほどそれはいいんでしょうけれども、工期的な問題があるからそうもいかない。しかし県内の大手ですからね、この会社。下請けするにしても、恐らくこれ40社ぐらいは下請けの業者が入ってきますよ。それも聞き合わせをしたら、もうほとんどその入札参加する以前に手当てをほとんどしてるんです。だから何も問題ないですよ。ですから8月17日で何の問題もないですよ。公告で条件つきでやっておいて、それを勝手に変えるなんてあり得ないですよ。おかしいんです。特記仕様書にそういう書き方があれば別ですよ、しかし、これおかしいですから、やり方としては。尋常じゃない。それは指摘しておきます。恐らく答えられんでしょうから。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3点ほどちょっと確認をしたいと思います。

先ほど甲藤議員も言いましたように、入札質疑回答書というのが平成29年7月24日付で出されております。その中で、課長のほうには資料を今渡しましたのでわかると思いますが、質疑のナンバー5の回答におきまして、これクレーンの進入関係の費用のことですが、ちょっと読みましようかね簡単に。「220tクレーンを据付けるにあたり、乗入れ通路やクレーン設置部への鉄板養生等の費用が必要だと考えられますが、別途追加協議して頂けるのでしょうか。」ということに対しまして、前のでかいクレーンのときには「別途協議します。」という項目から、クレーンも細くなった関係かと思いますが、一応回答書では「原則、本体工事に含みます。」というように書いてあります。これは、過去の香美市のいろんな工事関係の発注工事の予算がどんどん増額している経験から考えますと、例外の追加工事費の上乗せを心配するところでありまして、ここにある「原則」という曖昧な表現が、今後問題になってくるんじゃないかと思いますが、今後この件についての増額の心配がないか、それが1点です。

それと公告ですね、入札の実施要綱があります。その中の5の監理技術者の項目の(4)で、「監理技術者として平成18年以降に、S造、RC造、SRC造又はPC造

の建物で、請負金額1億円以上の実績があること。」とこれ書かれておりますが、これを見ますと、P C工法を採用する今回の建築の監理者が、P Cの実績がなくてもオーケーとなっておりますが、これは大丈夫でしょうか確認、2点目でした。

それと3点目、これは今回途中で仕様方法が温水から冷水に変わったりとか、仕様方法とか大きく変わっておりますが、今回の武道館とプール建設におきまして建築確認の申請はちゃんとされているのか、そして確認はとれているのか。また、現場には青線、赤線が通っておりますけども、その処理の終了はしておるのか。この3点の確認をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） まず1点目の入札質疑の回答の件でございます。ちょっと私のほうでは、今いただいたばかりですので十分な内容は確認はしておりませんが、その養生等に必要な経費につきましては、原則といいますか基本的に含まれておると考えております。と申しますのは、前回の入札の際はその仮設について細かく設計しておりませんでしたけど、今回はそこも全て設計をした後の入札としておりますので、その部分については増額の心配はないと考えております。

それと、2点目の監理技術者の件でございますけれども、県内でP Cの工法は少なかったということもございまして、今回監理技術者については、その他工事でありましても経験の豊富な技術者が監理を行っていただくということを聞いておりますので、そこについては問題ないと考えております。

それと、3点目の建築確認と赤線、青線の件でございます。この建築確認についてはまだおりておりません。それと、青線、赤線につきましては、これもまだですが、それにつきましては来週中あたりには、現在境界確定をやっておりまして、次に用途廃止の手続きに入ります。それをもって都市計画法第43条の申請を都市計画課に行いますが、それにつきましては、その用途廃止が済む前にもう事前に協議をしまして、事前のその用途廃止が済む前、ほかの書類は全て県に提出して事前の審査を受けていきますので、その用途廃止終了以降にはならないということに先日県とは協議しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、1点目の質問で言えば、まあ今さらですけども、「原則」という言葉があるがために例外も認めるみたいな感じの文章にとれますけども、これがどうであったかというか、もう終わったことですのであれですけども、なぜ原則という言葉が残ったのか、1点。

それと2点目ですけども、経験豊富と、現実的にはそのP Cはもう現場の接続の部分だけの工事やから、すごい技術者が必要じゃないかもしれませんが、それやったら「S造、RC造、SRC造又は」のここが、P C造の実績がないのに何でオーケーなのかというが、やっぱりそれは疑問に残るところでございます。経験豊富ということで、

PC造よりも経験豊富な方が十分できるという認識でいいのか、再度それ確認です。

あと、普通契約までするには余り聞いたことないがですね、建築確認がとれてないのに契約するというのはね。そういったことは、自分からしたら前代未聞の進め方やないかという気がしますが、いいんですか、そういう進め方で。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、1点目の入札質疑の関係で、「原則」という言葉が残っておるということですが、実際工事の途中で思わぬ変更が起こるということはありませんことではございませんので、実際今の設計のまま進めばそういった別の変更等はないと考えられますけれども、工事につきましてはどうしてもどこかで変更も生じることがございますので、そういった場合には、養生等別途必要な場合も出てくる可能性はございます。基本的に今の設計どおり進めば、新たな費用が発生するとは考えておりません。

あと、そのPC造の経験ということですが、これにつきましても、監理技術者として長年の経験のある方が当たっていただけるということですので、その点は大丈夫であると認識しております。

あと、その順番の問題ですが、建築確認がおりてないのということでございます。建築確認の内容につきましては、既に提出済みで県にはチェックもしていただいております。都市計画法第43条の許可があれば、確認済書の交付を受けられる見込みとなっております。できるだけ多くの工期を確保するために、建築確認前に入札を行わせていただきましたが、実際のところは全てがそろった段階であるのが正しいやり方であるとは認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 2点目の質問で監理技術者の件ですが、入札参加資格の要件の中に、4番、これ会社としてですが、会社としてそのプレストレストコンクリート造、又はプレキャストコンクリート造の建築物の施工実績があるかどうかを確認しております。確かに、監理技術者といいますがと全ての下請けを総括してせないかん仕事ですので、先ほど教育振興課長が言われたように、多くの経験を積んだ監理技術者を入れているということですので、こういう書き方になっていると考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 1点だけ確認させてください。

前回不落になったときの入札質疑回答の中で、20番、特記仕様書として「家屋調査について、特記仕様書に記載していますが件数及び規模（前後）をご指示下さい。」という質疑事項に対して、回答として「家屋調査は必要ありません。」と、このように回

答されておりますけれども、これはそのままですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 申しわけございません。その質疑回答については私も確認しておりませんが、実際工事内容は変更ありませんので、その点は変更ないと考えられます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 家屋調査したほうがいいと思います。特にその大きい重たいものが、常に多分ね1つの進入路を通して進入すると思うんです。そうすると、振動であったりいろんなことで、例えばちょっと壁にクラックが入ったとか、ここが下がったとか、そういうクレームが出てきたときに、これ家屋調査してないと後々大変な問題になる可能性があるんじゃないかな。特に入り口の周辺については、これまでもいろいろと経過があったようなこともお聞きもしますので、それはちょっとどうかなというふうに思いますので。もしこれがこのままでしてないのであれば、相手の同意も要ることやと思うんですけれども、やっといたほうがいいと思いますので、ぜひそれは調べておいたほうがということでございます。別に返事はいいです。

○議長（小松紀夫君） 答弁いいですか。

○4番（山崎眞幹君） はい。要らないです。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで…。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その他の件でお伺いをします。

このプールと武道館の合築の工事につきましては、以前議員協議会でも説明をいただいたところですが。そのときの議員協議会の説明では、平均坪単価が鏡野中学校の武道館及びプールの合築、新築の場合は123万円ぐらい、見直し前が119万円というふうになっておりますが、今回のこの11億700万円の坪単価がどれぐらいになっておりますでしょうか。

それと、この議案の裏側にあります入札結果記録の、工事種別の建築のところのそれぞれの工事の単価がわかりましたらお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず坪単価でございますが、今回の入札結果によりますと、延べ床面積で割り戻しましたら120万6,971円となっております。

次に、建築の工事種別ごとの金額でございますが、設計金額に対する契約予定金額の割合で割り戻しましたら、まず建築主体工事が9億2,932万6,106円、プール設備工事が4,845万5,163円、昇降機設備工事が876万4,994円、外構工事が877万9,014円、電気設備工事が4,488万3,948円、機械設備工事が

6,679万775円の合計で11億700万円ということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 最初の質疑にもあったんですけども、これまでも公共施設の建築につきましては、保育園なんかもそうでしたけれども途中で補正が何回も起きると。それは余り好ましいことではない、安く落とすといつて後幾らでも追加というふうになるのは、どうかというあたりでそういうふうにするのと思うのですが、設計が今回はきちんとしているから、その設計以外の工事でふえるということはないと。もしあるとしたら何か不測の事態で、今工事種別別に金額をお伺いしたのですが、この中で不測の事態があった場合は変更があってふえることもあるということですのでよろしいですか、捉まえ方で。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 工事につきましては、どうしても小さな変更というのは生じてくると考えております。この設計内容で大きな変更はないと考えておりますけど、どうしても細かなところで、こっちのほうがいいという業者のほうのことも出てきたりもするかもしれませんし、こちらのほうからこう直したいということも出てきたりするかもしれませんので、多少の変更は生じる可能性はあると考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それと、先ほどの建築確認の話ですけれども、県にも既に提出済みということなんですけど、これは見通しとしてはいつぐらいになりますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今先ほどお話ししましたとおり、グラウンドの中に赤線、青線が、実際はもう既にないんですけども残っておりまして、その用途廃止をしなければ都市計画法の第43条の申請に入れないということで、今その申請を行っておりますが、それをする前に、第43条の申請につきましては、もう県のほうに提出して見ていただくということにしております。それが基本的には1カ月ですので、それが済んでから建築確認がおりるといふ見込みです。ですので、10月の頭になろうかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） その建築確認の件ですけれども、1カ月ほどはかかるということですが、それまではまだ現地に入れんのじゃないですか、入れるんですか、契約して。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

工事につきましては、まず施工計画とかにかなりの日数を要します。それと、現場事務所の設置でありますとか、測量、仮囲い、仮設工事などは可能ですので、そういったことをやって進めながら、本体工事に入るまでには確認がとれると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 具体的に1カ月と言いますが、確実なんですか。業者が入りたいと言ったときに入れなくなりますよ。普通ですね、建築確認がおりてから入札するとか、それが普通のやり方じゃないんですか。見切り発車ばかりじゃないですか。香美市のやり方は全てそういうことじゃないんですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 先ほどもお話ししましたとおり、建築確認等全ての手続が済んでからやるのが本来の姿であろうかと考えております。今回のもう工期の確保もしたいということで、早目の入札をさせていただきましたが、実際は確かに議員のおっしゃるとおりでございます。私どもの認識不足もございまして、手続におくれが生じたことは本当に申しわけないと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

今回さまざまな経過を経てこの結果になったということですが、ちょっと市長に聞きたいんですけど、さまざまなこの準備的な不備も踏まえてですね、私どもも大変危惧するけど、粛々と工事の完成を目指さんといかんという立場であるんですけど、やはり一連のを受けてここの契約まではこぎつけたと。ただ、まだ課題も踏まえてあるというときに、どのような見解をお持ちなのか伺っておきます。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） この新築工事につきましては、教育関係者だけでなく大変大きな事業でございまして、注目もされておりますし、期待もされておる建物でございます。それだけに、建設を速やかにやりたいということで進めてきたわけでありまして、不落とというような事態を迎え大変心配をおかけをしておるところでございます。また、こうして今皆様からもご指摘をされていることについては、ちょっと異例じゃないかと、ちょっと前倒しすぎるんじゃないかと、拙速じゃないかというふうなお話もありました。これはやはり今答弁にもありましたように、十分にそのあたり足元をしっかり、そして、こういう建築をするときのことについて、十分に理解ができてなかったことも否めないというふうに思います。しかし、この建物が生徒たちにとっても大切な建物であるというふうに考えておりますので、今後は皆様方のきょういただいたご意見とかいうものもしっかり受け止めて、進めてまいりたいというふうに思っております。

これまでのところ、ご心配をおかけをしていることについては、本当に大変申しわけないというふうに思っております。なお、私としては皆様方に今後もこの建築についてはご意見をいただきながら、何とか皆さんに喜んでいただけるような結果になるような形でやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 1番、市民クラブの甲藤です。議案第51号、香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事の請負契約の締結について、これについて反対の討論を行います。

今までの経過をおさらいしておきますけれども、本年2月に実施をされました入札が不調に終わっておりまして、6月議会で補正予算を計上して今回再度の入札を実施したものでございます。

当初の計画段階には、前回は申し上げましたが温水プールの計画ではなかった。それがいつの間にか温水プールに変わっていたという問題が、2月の入札不調を受けて発覚をして、3月の議員協議会で温水プールを断念すると。そして、議会で議案に対しての反対はあったものの、6月議会では事業費の増額が決定されて今回の再度の入札の実施に至ったもので、その契約案件として議案が提出されたものでございます。

本年2月の1回目の入札に際しまして、先ほど来から出ておりますように、入札参加希望の業者からは33項目にわたる設計図書に関する質問が出されて、それに対して市から全ての回答をした上で、入札を実施して不調に終わったわけでございます。このように多くの質問が出されるということ自体、設計に関して余りにも多くの不備があった、ずさんな設計であったということのあらわれでございまして、通常であればこのような事態に立ち入ったら、入札を中止をして、改めて設計を見直した上で、再度公告して入札を実施するというのがこれ普通の流れなんです。今回の入札に関しましても、10項目の質問があって、その回答を受けて一応納得した上で新進建設が落札をしたということにはなっておりますけれども、恐らく設計変更で大幅な増額が出てくるのではないかとというふうに私は危惧をしております。

今回の臨時会の開催についてですけれども、議会の招集につきましては市長権限ではありますけれども、先ほども質疑で出しましたが、入札の公告では仮契約が8月17日になっている。それに対して、現地工事の着手可能日はいつかという質問に対しては、9月16日の体育大会の開催日以降ということの回答になっております。入札の条件として8月17日の仮契約日を指定し、なおかつ実際に現地に入る日まで指定をしておき

ながら、8月10日に既に仮契約を締結してるという実態があります。9月の定例会の開会日は6日になっているはずですが、定例会までわずか二十日ぐらいしかないのに、なぜ臨時会を開催するのか。しかも、9月16日以降でないと現地に入れないという条件がつけられているにもかかわらずです。なぜ臨時会まで開いてやらないといけないかということです。資材の注文であるとか下請けの手配等につきましては、実際は正式に契約をして、その以降の日付で下請け業者なりとも契約をすることにはなりませんけれども、実際上、入札に参加して落札しようとする業者は、おおよそ下請けの見通しというのはつけております。今回聞き合わせをしましたところ、恐らく下請け業者が40社ぐらいになるだろうということを言っておりました。したがって、臨時会を招集してまで駆け込み的に議案を提出する必要がないと考えます。堂々と定例会に議案を提出して、一般質問を受けるべきではないかというふうに思います。

5月10日の議員協議会での配付文書の中に、平成28年度繰越予算の年度内執行についての記載内容があります。これを見てみますと、この中で9月議会までに工事契約の承認があれば、約4億6,000万円程度の平成28年度の予算は執行可能であるという文言があります。これは、執行ができなければ事故繰り越しになってしまう。だから、その執行残が出た場合は起債はその分は打てないですから、ほかの財源を用意する必要があると、それが市の財政に大きな負担となることになります。既にそういうふうになっていると思います、私は。それは市民に過度の負担を強いることになりすけれども、そういった場合の責任は一体誰がとるんですか。この文言を読む限り、本契約が承認可決されなければ、議会の責任であるということも同然ではないですか、明らかな責任転嫁ですよ。こういうことに立ち入った原因はどこにあるんですか、よく考えてください。

今回の件、そして今後の市民グラウンドの整備もありますし、さらには図書館の建築も含めて、今後数十億円の大きな費用が発生する大型案件を執行するということについては、事業の決定に至る経緯であるとか手続等を含めて、余りにもずさんであると言わざるを得ない。市民の代表たる議員、議会に対して、真摯に説明がされてきたとはとても思われぬ。これまでの経緯、経過を振り返ってみますと、市民が不在であります。明らかに議会軽視であると言わざるを得ない、そう私は考えます。

以前にも指摘しましたがけれども、全ての事業には税金が投入されているわけです。これは最小の経費で最大の効果を上げることが、公務員に課せられた至上命題であることは皆さんご承知のとおりだろうと思います。公務員というのは、コンプライアンスがきちんと確立をされていなければならない。ただ、この香美市役所の実態を見ると、特に教育委員会を見てみると、とてもそうなるとは思えません。大型案件の2件の執行については、私はこれはもう犯罪的ではないかというふうに考えています。なぜかと言えば、先ほど言いましたように、これ全て税金が入ってるわけです。自分のお金じゃないわけですよ。個人の家を建てるのとわけが違う。全て透明性、公平性が担保され

なければならないと思いますが、100歩譲っても200歩譲ってもそうになっているとはとても考えられません。

市長は、市民目線での行政の運営を心がける政治家であるというふうに思ってきておりました。ただし、今回のこの2件の大型案件に関して言えば、とてもそういうふうな思いがあるとは私には思えません。市民に対しても議会に対しても真摯に向き合っていると私には思えない。実に残念でなりません。

見識の高い市民、良識のある市民は大勢います。そのような市民に対してどのように説明責任を果たしていくのか、私は個人的にはとても納得させられるような説明する自信はありません。実際に私に対しても多くの市民、あるいは他の行政機関の人からは多くの批判が寄せられております。どういう内容かといいますと、ちょっと過激ですけれども、香美市は一体どうなってるんだと、議会は一体何をしてるんだと、何の役にも立っていないんじゃないかと、そういう辛辣な言葉がほとんどです。これは一般論になりますけれども、党利党略、私利私欲、組織の保身、わが身の保身ではなくて、あくまで市民のために何をなすべきかを第一に考えて、真摯に検討していただきたいということを議員諸氏に申し上げて反対の討論とします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

それでは、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 議案第51号に反対の立場での討論を行います。

まず、私たちは、6月議会の修正案時の討論で指摘しましたプールの利用構想について、教育長と課長の食い違いの指摘をしましたが、それについての説明もいまだに受けておりません。また、工事が始まってもないのに、議会が開かれるたびに数千万、数億円単位で建築予算が増額変更になっていき、当初1億8,000万円程度でスタートした予算が、今回の落札では11億700万円と6倍、9億2,000万円以上大きくなっていることを、そして、先ほど答弁で出ましたとおり、予算の増額の可能性がまだまだあることを、私たちは市民に対して十分な説明責任を果たすことはできません。そして、今回の質疑において判明したとおり建築確認もまだとれていない、青線、赤線の廃止もまだ終了していないのに入札を行い、契約を交わそうとしています。これは前代未聞ではないかと思えます。その行政手順、手続、ルール上も大きな問題が残ります。

多くの血税が投入されるこの建設計画には一旦立ち止まり、腰を据えた検討、そして市民の同意が必要ではないでしょうか。

以上で議案第51号に反対する立場での討論を終わります。同僚議員の賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 引き続き原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議案第51号、香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事の請負契約について、反対の立場で討論を行います。

この件に関連しては、6月議会において同僚議員とともに補正予算を全額削除する修正案を提出し、完成時期にこだわることなく一旦立ちどまり、施設の目的、構造、利活用方針等々含め、整備計画全般の再点検を行うとともに、今後の推進に当たっては統一見解を持ちながら、確信と熱意に満ちた説明責任を果たされることを希望すると述べていただきました。

平成26年2月26日に整備検討委員会から提出された報告書を嚆矢とするこのプロジェクトは、武道館とプールを合築するコンセプトは維持しつつも、取りまとめられていた構想案とはかけ離れたもので、機能についても重要な追加、変更が行われています。また、それぞれの場面場面で、必要な情報をもとにした十分な調査、検討が行われていなかったことから、工事費については1億8,000万円から6億928万円、12億582万円、10億9,429万円、11億3,244万1,000円と大きく変遷をしています。

このようなこれまでの経過や現場の周辺状況からも、追加の工事費の発生が予測されることは言うまでもなく、現有施設の解体撤去、その後の周辺整備等を含めると15億円、20億円規模の一大プロジェクトとなり、中学校施設としての整備であることからすれば、ライフサイクルコストや費用対効果等の面からも、正確な数字を持ちながら慎重かつ丁寧な議論を経た再考が必要な事例であると考えます。

議会は政策を決定する議決機関であり、市民の声に対して執行部と同等の、場合によればそれ以上の説明責任を負っています。今回の議決は市民の声を鏡のように映す議決機関である議会として、執行部に対し、香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事については、一旦立ち止まり再検討することを促すことのできる最後の機会です。

以上のことから、議案第51号を否決することについて、同僚議員のご賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りをしましたとおり議員を派遣

することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りをしましたとおりの派遣をすることに決定をいたしました。

この際お諮りをします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。そのように決定をいたします。

以上で今議会に付された議案は全て議了し、全日程を終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成29年第3回香美市議会臨時会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、適切なるご決定を賜ったことに対しまして厚く御礼を申し上げます。また、議案をめぐりまして厳しいご指摘を多々いただきました。ご心配のことのお話をいただきました。こうしたことにつきましては、重く重く受け止めさせていただきます。行政の内容の充実、信頼される行政、そして、私が申し上げてきましたような市政が貫徹されるように、今後は皆様方に、議会の皆様方としっかりご相談しながら進めてまいりたいと思います。

この上は武道館、プール、卓球場、その完成を心待ちにしております多くの生徒たちや先生方、そして建設にさまざまな立場から関係をいただいた皆様、そして、全ての市民の皆さんが喜んでいただけるような、そういう施設になるように、事業推進に誠心誠意取り組んでまいります。大変不十分な点があることはよくよく私も皆様方のお話からわかりましたので、どうか皆様方にはいろんな立場もあると思いますけれども、今後ともお力をお貸し願いたいと思いますので、そのことを重ねて重ねてお願いを申し上げます。皆様、今後ともどうぞよろしくお話をいたします。

○議長（小松紀夫君） これをもちまして平成29年第3回香美市議会臨時会を閉会します。

（午前10時38分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 3 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成29年第3回香美市議会臨時会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	8月18日 （金）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・ 会議録署名議員の指名・ 会期の決定・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告
（平成29年第3回香美市議会臨時会）

平成29年第3回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会の会期及び会議について

- （1） 会期は本日1日とします。なお、会議の都合により会期の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- （2） 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。

平成29年8月香美市議会臨時会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
承認 第13号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市一般会計補正予算(第3号)	原案承認	29. 8. 18
議案 第51号	香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事の請負契約の締結について	原案可決	29. 8. 18